○北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱

平成26年3月28日告示第26号

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が懸念される本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって観光振興の推進、地域力の向上及び地域の魅力発信につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、北杜市観光地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(地域協力活動)

- 第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる活動を行うものと する。
 - (1) 観光振興、物産振興の企画及び実施に関すること。
 - (2) 地域の魅力情報発信業務の企画及び実施に関すること。
 - (3) 観光地域ブランドの確立、発信のための企画及び実施に関すること。
 - (4) 地域の情報や魅力の収集、地域資源の掘り起こし等に関すること。
 - (5) 地域、観光イベントの運営及び支援に関すること。
 - (6) その他市長が必要と認めること。

(隊員の要件)

- 第3条 隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に指定された地域(以下、「法指定地域」という。)以外の地域及び法指定地域以外の都市に生活の拠点を置く住民で、北杜市内に住民票を異動させた者

- (2) 心身ともに健康で、地域になじみ、地域の活性化のための活動に意欲と情熱がある者
- (3) 第4条で定める任期終了後、定住する意思がある者 (隊員の身分)
- 第4条 隊員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号 に規定する特別職とする。

(隊員の任期)

- 第5条 隊員の任期は、1年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、 2年を限度として延長することができる。
- 2 前項の規定による任期の延長は、1年を単位として行うものとする。
- 3 年度の途中で委嘱された者の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとす る。

(報酬等)

- 第6条 隊員の報酬は、北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例(平成16年北杜市条例第51号)の例による。
- 2 隊員が行う第2条に規定する活動(以下「地域協力活動」という。) に必要な 旅費は、北杜市職員等の旅費に関する条例(平成16年北杜市条例第59号。以 下「条例」という。) の例による。
- 3 隊員の日当及び宿泊料は、条例別表第1のうち1 日当、宿泊料及び食卓料の 表中2級以下の職務にある者の例による。

(隊員の解嘱)

- 第7条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。
 - (1) 隊員本人から解嘱の願い出があったとき。
 - (2) 傷病、事故等により隊員が地域協力活動を継続できなくなったとき。
 - (3) 隊員に非行があったとき。
 - (4) 前号に掲げる場合を除くほか、隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(秘密の保持)

第8条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後に おいても同様とする。

(地域協力活動の支援)

- 第9条 市長は、地域協力活動が円滑に実施できるように、次の各号に掲げる支援 を行うものとする。
 - (1) 地域協力活動の年間事業計画の作成に関すること。
 - (2) 地域協力活動に関するコーディネートに関すること。
 - (3) 地域協力活動終了後における隊員であった者の定住支援に関すること。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、協力隊の円滑な活動のために必要な事項 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。